担当部署:市民生活部 市民参加推進課 No.001

	<u>担ヨ部者・中氏生活部 中氏参加推進議 N0.001</u>
処 分 名	地縁による団体の認可
処分の概要	地縁による団体の認可には、下記の審査基準にある第 1 号から第 4 号までの要件を満たしていなければなりません。
根拠法令等•条項	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項、第 2 項 地方自治法施行規則(昭和 22 年省令第 29 号)第 18 条第 1 項
安大甘油	1 地方自治法第260条の2第2項各号で定める要件に適合しているか否かの基準は、以下のとおりとします。 【第1号】 『その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。』 ①「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会活動のことをいう。 ②「現にその活動を行っている」か否かは、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類」(総会に提出した前年度事業報告書、前年度収支決算書、本年度事業計画書、本年度収支予算書等)によって判断するものとする。 ③地縁による団体の活動実績は、少なくとも1年以上であること。
審査基準	【第2号】 『その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。』 ①その区域は、地番あるいは河川、道路等で画されており、容易に識別できること。 ②その区域は、団体が相当の期間にわたり存続している現況にあること。この場合の「相当の期間」とは、当該区域において安定的に存続していると認められる期間(少なくとも1年以上)とする。 【第3号】 『その区域内に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。』 ①その区域に住む人は、誰でも会員になりうることであり、世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・

性別・国籍等の条件をつけてはならない。

- ②地縁による団体の構成員は、当該団体の区域内に住所を有する個人に限られること。ただし、区域外の住民、区域内に住所を有する法人、組合等の団体が賛助会員等になることを妨げるものではない。
- ③「その相当数の者が現に構成員となっていること」の判定は、その 区域内住民の過半数以上が構成員になっている場合は、要件を満た すものとする。

【第4号】

『規約を定めていること。』

規約には、次に掲げる事項が定められていなければならないが、しかし、 これは、必要的記載事項であり、これ以外の事項が記載されていても差 し支えない。

①目的

活動目的は、スポーツ芸術などの特定活動だけでなく、良好な地域社会の維持、形成に役立つ地域的な共同活動を行う旨の内容が定めてあること。

②名称

審査基準

他の法律で使用制限している名称を使用していないこと。

③区域

自治会活動の基盤となっている区域を、町又は字及び地番、又は住居表示により客観的に分かるように定めてあること。

④主たる事務所の所在地

主たる事務所 1 箇所の定めがあること。「事務所は、会長宅に置く。」と 定めてもよい。

⑤構成員の資格に関する事項

区域に住所を有する個人がすべて構成員となり得ること及び正当な理由 がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない旨を定め ていること。

⑥代表者に関する事項

代表者(1名)の選出方法、任期、代表者の権限等についての定めがあること。

⑦会議に関する事項

通常総会、臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項等についての定めがあること。

⑧資産に関する事項

資産の構成及び取得、処分等の管理方法等についての定めがあること。

- 2 地方自治法第 260 条の 2 第 2 項に規定する申請に必要な書類は、以下 のとおりとします。
- ①認可申請書
- ②規約

目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、 代表者に関する事項、会議に関する事項及び資産に関する事項を定めた もの

- ③認可を申請することを総会で議決したことを証する書類 認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署 名人の署名、押印のあるもの
- ④構成員の名簿

構成員全員の氏名及び住所を記載した構成員名簿。法人等を賛助会員等としている場合には、その法人の名称・所在地・代表者氏名などの記載があるもの。

⑤保有資産目録又は保有予定資産目録

省令第18条第2項に規定する保有資産目録又は保有予定資産目録(申請時に不動産又は不動産に関する権利等(以下「不動産等」という。)を保有している地縁による団体にあっては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している地縁による団体にあっては保有予定資産目録)

審査基準

⑥良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行って いることを記載した書類

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会室の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(前年度事業報告書、前年度収支決算書、本年度事業計画書、本年度収支予算書)

- ⑦申請者が代表者であることを証する書類
 - 申請者を代表に選出する旨の議決を行った議事録の写し及び申請者が代表となることを受諾した旨を記載した承諾書で、申請者本人の署名押印があるもの
- ⑧裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の 有無を記載した書類

裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の 有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

- ⑨代理人の有無を記載した書面 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- ⑩自治会の区域を表示した図面 自治会の区域及び地番が分かるように地図に赤線等で表示したもの

標準処理期間

| 15 日

設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正:平成 26 年 4 月 1 日)		
申請時期	随時		
申請方法	本庁舎3階市民参加推進課窓口への提出 又は 郵送		
備考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminsankasuishinka/gy omuannai/6/1/3/6012.html		
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■地方自治法 第 260 条の 2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が自治省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (3) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (4) 規約を定めていること。 ■地方自治法施行規則 第18条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次の各号に掲げる書類を表え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。 (1) 規約 (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 (3) 構成員の名簿 (4) 申請時に不動産又は不動産に関する権利等(以下この号において「不動産等」という。)を保有している団体にあっては保有資産目録、申請時には不動産等を保有することを予定している団体にあっては保有予定資産目録 (5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類 (6) 申請者が代表者であることを証する書類		

担当部署:市民生活部 市民参加推進課 No.002

処 分 名	地縁による団体の規約の変更の認可		
処分の概要	規約を変更する場合は、規約変更認可申請書に必要書類を添えて、市長に認可を申請し、認可を受ける必要があります。		
根拠法令等•条項	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 3 第 1 項、第 2 項 地方自治法施行規則(昭和 22 年省令第 29 号)第 22 条第 1 項、第 2 項		
審査基準	 1 規約の変更と効力 認可地縁団体は、規約に別段の定めがあるときを除き、総構成員の 4 分の 3 以上の同意を得て規約の変更をすることができます。 規約の効力発生は、市長の認可後となります。 2 規約変更の認可申請 規約を変更した場合は、提出書類は以下のとおりです。 ① 規約変更認可申請書 ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類 ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会議事録の写し) 		
標準処理期間	15 日		
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正:平成 26 年 4 月 1 日)		
申請時期	随時		
申請方法	本庁舎3階市民参加推進課窓口への提出 又は 郵送		
備考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminsankasuishinka/gy omuannai/6/1/3/6012.html		

■地方自治法

- 第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
 - 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

■地方自治法施行規則

- 第22条 地方自治法第二百六十条の三第二項 の規定による規約の変更の 認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並び に当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなけ ればならない。
 - 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

根拠法令及び関係法令等の抜粋

担当部署:市民生活部 市民参加推進課 No.003

<u> </u>		
処 分 名	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可	
処分の概要	規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができます。	
根拠法令等▪条項	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 31 第 2 項	
審査基準	処分の先例がないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難であるため、審査基準を設定しません。	
標準処理期間	15 日	
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正:平成 26 年 4 月 1 日)	
申請時期	随時	
申請方法	本庁舎3階市民参加推進課窓口への提出 又は 郵送	
備考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminsankasuishinka/gy omuannai/6/1/3/6012.html	

■地方自治法 第 260 条の 31 2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を 定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁 団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。 ただし、総会の決議を経なければならない。

根拠法令及び関係法令等の抜粋

担当部署:市民生活部市民参加推進課(指定管理者) No.004

担当部者:市民生活部市民参加推進課(指定管理者) No.004		
処 分 名	市民活動センターの使用の許可	
処分の概要	市民活動センターを使用しようとするものは、あらかじめ市長の許 可を受ける必要があります。	
根拠条例等•条項	春日部市市民活動センター条例(平成 22 年条例第 38 号) 第 6 条、第 7 条 春日部市市民活動センター条例施行規則(平成 23 年規則第 55 号)第 3 条、第 4 条	
審査基準	市民活動センターの使用の許可は、当該施設の使用が次の(1)から(6)の要件を全て満たすことが必要です。 (1)秩序又は風俗を害するおそれがないこと。 ・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等を指します。 (2)営利を目的とした催し等を行うおそれがないこと、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するおそれがないこと。・物品の販売等で金銭的な利益を得ることを直接の目的とした活動及び民間事業者の職員研修のような営利活動団体の営利に繋がる活動等を指します。 (3)建物又は附属設備を破損するおそれがないこと。 (4)特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するおそれがないこと。 (5)特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するおそれがないこと。 (5)その他管理上支障がないこと。(以下のような場合を指します。)・入館者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合 ・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合など・貸事務所については、別途、春日部市市民活動センター貸事務所使用団体候補者審査委員会要綱に基づき、設置された委員会にて審査を行うこととします。	
標準処理期間	1日	
設定年月日	平成 23 年 11 月 14 日	

申請時期	使用する日が属する月の3か月前の月の15日から使用する日までの間		
申請方法	市民活動センター窓口への提出		
備考	管理上必要があるときは、使用について条件を付することがあります。		
申 請 方 法 市民活動センター窓口への提出			

- ■春日部市市民活動センター条例施行規則 (使用の許可手続)
- 第3条 条例第6条第1項の規定により、センターの使用の許可を受けようとするものは、春日部市市民活動センター使用許可申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請をしようとするものは、あらかじめ春日部 市市民活動センター登録・変更申請書(様式第2号)により市長に 申請し、登録を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、 適当と認めたときは、当該申請の内容について登録を行うとともに、 春日部市市民活動センター登録証(様式第3号)を当該申請者に交 付するものとする。
- 4 前項の登録の有効期間は、登録日から3年とする。
- 5 第1項の申請は、春日部市公共施設予約システムの利用に関する 規則(平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。)に基づく 予約者の決定の後に受け付けるものとする。ただし、展示パネルを 使用するとき、貸事務所、ロッカー及びメールボックス(以下「貸 事務所等」という。)を使用するとき、又は市長が必要と認めたとき は、この限りでない。
- 6 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、条例第14条に規定する使用料を徴収し、春日部市市民活動センター使用許可書兼領収書(様式第4号。以下「許可書」という。)により許可するものとする。
- 7 条例第6条第1項の許可を受けたもの(以下「使用者」という。) は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、センターを使用 する日(貸事務所等にあっては、使用する月の初日)の7日前まで に春日部市市民活動センター使用変更申請・取消届出書兼使用料還 付申請書(様式第5号)により市長に申請し、又は届け出なければ ならない。ただし、センター(貸事務所等を除く。)を使用する日を 変更しようとするときは、第5項の規定を準用する。
- 8 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更申請にあっては既納の使用料と変更後の使用料の差額を徴収し、又は還付し、取消届出にあっては既納の使用料の全額を還付し、春日部市市民活動センター使用変更許可・取消通知書兼使用料還付通知書(様式第6号)により許可又は通知するものとする。ただし、センター(貸事務所等を除く。)を使用する日を変更しようとするときは、第5項の規定を準用する。
- 9 使用者は、使用開始前に許可書を受付に提示し、係員の指示に従わなければならない。
- 10 貸事務所の使用を許可する期間は、1年以内とする。ただし、

条例及び 関係例規等の抜粋

市長は、特に必要があると認めるときは、当該貸事務所の使用を許可した期間の初日から引き続き2年を超えない範囲内において、その期間を更新することができる。

- 11 貸事務所等の使用者は、使用を開始する日の属する月分の使用料にあっては許可を受けたときに、引き続き使用する月分の使用料にあっては使用する月の前月の末日までに当該使用料を納付しなければならない。
- ■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例 使用の制限)
- 第3条 公共施設の管理者(以下「管理者」という。)は、当該公共施設の使用について別に定めるもののほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。
- 2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。

条例及び 関係例規等の抜粋

担当部署:市民生活部市民参加推進課(指定管理者) No.005

処 分 名	市民活動センター使用登録		
処分の概要	市民活動センターの使用許可申請をするためには、あらかじめ「登録」 を受ける必要があります。		
根拠条例等•条項	春日部市市民活動センター条例施行規則(平成 23 年規則第 55 号)第 3 条第 2 項、第 3 項		
審査基準	春日部市民活動センターの登録は、団体・個人の活動が次の(1)から(5)の要件をすべて満たすことが必要です。 (1)不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした活動であること。〔公益性〕 (2)自主的に行う活動であること。〔自主性〕 (3)営利を目的としない活動であること。〔非営利性〕 (4)活動の拠点が春日部市にあること。または、活動の範囲に春日部市が含まれていること。 (5)団体の規約、会則、事業計画書など、活動の目的や内容が文書等で確認できること。 ※ これから活動を始めようとする方が登録を行う場合は、事業計画書など活動の詳細が分かる資料を提出する。		
標準処理期間	7日		
設定年月日	平成 23 年 11 月 14 日 (最終改正:平成 26 年 4 月 1 日)		
申請時期	随時		
申請方法	「春日部市市民活動センター登録・変更申請書」に団体の規約、会則な ど活動の目的や内容のわかる書類等を添付して市民活動センター窓口へ 提出。		
備考	ホームページのリンク先 http://kasukabe.genki365.net		

- ■春日部市市民活動センター条例施行規則 (使用の許可手続)
- 第3条 条例第6条第1項の規定により、センターの使用の許可を受けようとするものは、春日部市市民活動センター使用許可申請書 (様式第1号)により市長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請をしようとするものは、あらかじめ春日部 市市民活動センター登録・変更申請書(様式第2号)により市長に 申請し、登録を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、 適当と認めたときは、当該申請の内容について登録を行うととも に、春日部市市民活動センター登録証(様式第3号)を当該申請者 に交付するものとする。
- 4 前項の登録の有効期間は、登録日から3年とする。

根拠条例及び関係例規等の抜粋

担当部署等:市民生活部市民参加推進課(指定管理者) No.006

処 分 名	市民活動センターの使用料の還付		
処分の概要	既納の使用料は、還付しません。ただし、基準の要件に該当した場合、 市民活動センターの使用の許可を受ける者に対して、使用料の全部又は一 部を還付することができます。		
根拠条例等•条項	春日部市市民活動センター条例(平成 22 年条例第 38 号)第 16 条春日部市市民活動センター条例施行規則(平成 23 年規則第 55 号)第 9 条		
審査基準	 ◎次の(1)~(3)の要件のいずれかに該当した場合、市民活動センターの使用料が還付されます。 (1)公用又は公共用に供するため使用の許可を取消したとき (2)使用者の責めに帰することができない理由により、施設等を使用することができないとき。 ・災害などにより施設自体が使用できない場合や、災害や事故などに伴う交通機関の途絶などの不可抗力により使用できない場合等 		
標準処理期間	30 日		
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日		
申請時期	随時		
申請方法	市民活動センター窓口への提出		
備 考			

■春日部市市民活動センター条例

(使用料の還付)

- 第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。
 - (2) 使用者の責めに帰すことができない理由によりセンターを使用することができないとき。
 - (3) その他市長が特に必要と認めたとき。
- ■春日部市市民活動センター条例施行規則 (使用料の環付)
- 第9条 条例第16条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 条例第16条第1号又は第2号に該当するとき 全額の還付
 - (2) 使用する日の7日前までに使用を取り消す旨の届出があったとき 全額の還付
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき 当該変更によって生じた額の還付 (還付の手続)

根拠条例及び関係例規等の抜粋

- 第10条 使用料の還付を受けようとするものは、春日部市市民活動センター使用料還付申請書(様式第9号)に当該使用に係る許可書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、前条第2号に該当して還付を受けようとする者は、使用を取り消す旨の届出と同時に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその 可否を決定し、春日部市市民活動センター使用料還付通知書(様式 第10号)により申請したものに通知し、使用料を還付するものとす る。

担当部署等:市民生活部市民参加推進課(指定管理者) No.007

処 分 名	市民活動センターの使用料の減免	
処分の概要	基準の要件に該当した場合、市民活動センターの使用の許可を受ける者に対して、使用料を減額し、又は免除することができます。	
根拠条例等•条項	春日部市市民活動センター条例(平成 22 年条例第 38 号)第 15 条 春日部市市民活動センター条例施行規則(平成 25 年規則第 21 号)第 7 条、第 8 条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例(平成 23 年条例第 17 号) 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則(平成 26 年 規則第 16 号)第 3 条、第 4 条	
審査基準	 ◎市民活動センターの使用料の減免は、次の(1)~(3)の要件のいずれかに該当することが必要です。 (1)本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除 (2)春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除 (3)春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例に基づく障害者等又は障害者団体が利用する場合 「根拠条例及び関係例規等の抜粋」欄参照 	
標準処理期間	3 日	
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	
申請時期	随時	
申請方法	市民活動センター窓口への提出	
備考		

- ■春日部市市民活動センター条例 (使用料の減免)
- 第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- ■春日部市市民活動センター条例施行規則 (使用料の減免)
- 第7条 条例第15条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除
 - (2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除

(減免の手続)

- 第8条 使用料の減額又は免除を受けようとするものは、使用しようとする日の7日前までに、春日部市市民活動センター使用料減額・ 免除申請書(様式第7号)により市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえその 可否を決定し、春日部市市民活動センター使用料減額・免除決定通 知書(様式第8号)により減額又は免除を承認又は不承認するもの とする。

根拠条例及び 関係例規等の抜粋

- ■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例 (使用料等の減免)
- 第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。
- ■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則 (減免する使用料等)
- 第3条 条例第3条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表 (第3条関係)

	利用者の区分及びその内容		
使用料等の名称	障害者等のみで使用	障害者団体が使用する場合	
	する場合		
春日部市市民活動	免除	減額(当該使用料等の額の2	
センターの使用料		分の1に相当する額を減額	
等		することをいう。以下同じ。)	